昭和37年3月30日

公

金曜日

二十四号)

鳥取県知事 石

破

朗

鳥取県規則第八号

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第

昭和四年四月十五 日第三種郵便物認可思週火、金曜日発 行(但休日に当るときは翌日)

米子市」を削る。

第五十二条第四項中

「鳥取県水産試験場米子養魚場

目

二十三日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、

昭和三十六年五月

◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正 次

布する。

布する。

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公

昭和三十七年三月三十日

の一部を次のように改正する。

則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

昭和三十七年三月三十日

鳥取県規則第九号 鳥取県知事 石 破 朗

に改め、同条第四項中「及び養魚場」及び「鳥取県水産 二十四号)の一部を次のように改正する。 第五十二条第三項中「、 鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則 分場及び養魚場」を「及び分場」

試験場三朝養魚場

東伯郡三朝町」を削る。

鳥取県行政組織規程の

一部を改正する規則をここに公

二日から適用する。

この規則は、

公布の日から施行し、

昭和三十六年八月

布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石

朗

鳥取県規則第十号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第

二十四号)の一部を次のように改正する。 第八十三条中「鳥取県所子家畜保健衛生所 第八十三条中「鳥取県倉吉家畜保健衛生所

西倉 伯吉 郡市

大山町 西伯郡のうち、倉吉市、東伯郡、 鳥取県所子家畜保健衛生所を「鳥取県倉吉家畜保健衛生所 大山町、名和町、前の逢坂村、西伯郡のうち前の中山村 西伯郡大山町 倉吉市 倉吉

西伯郡のうち、市、東伯郡 淀江町」 中山町、名和町、 大山町、 淀江町一に改

める。

Š î E 火 金

昭和四年四月十五日第三種垂作鬼語音

附 則

この規則は、公布の日から施行し、 昭和三十七年一月

一日から適用する。

印 定何 丏 一部 月極 一, 〇円 (配送料共)鳥 取 県 県 即 刷 刷 一所